　　　　年　　　　月　　　　日

**適正な土地利用の調整に関する条例　　対象外連絡表**

１．申請者 住所

氏名

電話

２．設計者 住所

氏名

電話

３．地域地区　　　市街化区域　　　　市街化調整区域

４．用途地域　　　一低層　　一中高　　一種住居　　二低層　　二中高　　二種住居

工業　　　近隣商業　　商業　　　準工業　　工業専用

５．その他　　　　宅地造成工事規制区域　　都市計画道路　　風致　　急傾斜地崩壊危険区域

地すべり防止区域　　地すべり危険箇所　　埋蔵文化財　　都市公園及び緑地

６．行為場所　　　横須賀市

７．宅地面積　　　　　　　　　　ｍ２

８．切土・盛土面積　　　　　　　ｍ２

９．切盛土量　　　　　　　　　　ｍ３（切土　　　　　　　ｍ３　 盛土　　　　　　　ｍ３）

10．行為目的　　　 北部版Ｐ．　（　　　－　　　）

宅地造成 中央版Ｐ．　（　　　－　　　）

東部版Ｐ．　（　　　－　　　）

西武版Ｐ．　（　　　－　　　）

11．区画数　　　　　　　　　区画

添付図面（区域の明示、着色等は申請図面と同様）

①：位置図

②：地形図

③：公　図

④：宅地の平面図（土地利用計画平面図、造成計画平面図）

⑤：がけの断面図（造成計画断面図）

⑥：給排水施設計画平面図

※ 道路・上下水道・流末排水等を事前に調査し、図面に明示してください。

**●適正な土地利用の調整に関する条例・開発許可等の基準及び手続きに関する条例対象外連絡表の事務の流れ**

①：条例対象外連絡表に添付図書を添えて宅地審査防災課に必要部数提出

②：条例対象外連絡表の表紙及び位置図を各々の関係管理者に宅地審査防災課が配布（提出後、２日程度で配布）

○：条例対象外宅地造成の関係管理者

１．建設部土木用地課（２号館３Ｆ）

２．上下水道局給排水課（下水道）（１号館８Ｆ）

３．上下水道局給排水課（上水道）（１号館８Ｆ）

４．建設部自然環境・河川課（２号館６Ｆ）等

※案件により関連関係管理者との協議あり

③：②の配布後、関係管理者との協議（必要図書が求められる）

④：宅地造成の申請受付時に協議後の図書（位置図、現況図、宅地の平面図・宅地の断面図）、給排水計画平面図）を照会図書用として宅地審査防災課を含めた部数を提出

⑤：提出された図書により宅地審査防災課より各関係管理者へ照会文書を提出し、回答を得る。